

記者会見提供写真資料解説

1 尚家資料(追加分)

(1)「^{どうち}同治五年 ^{へいいん}丙寅 ^{はとめぜにふういんほう}鳩目銭封印方日記」(No.1168)

琉球王国では、通常、寛永通宝や鳩目銭が流通しているが、冊封使が来琉しているときは、日本との関係を隠すため、寛永通宝等の日本銭の流通を取り締まり、鳩目銭の使用を推進する。使用にあたって、通貨の為替の関係から鳩目銭を何枚も紐で通し封印し、為替をやりやすくした。本史料は、最後の冊封にあたる 1866 年の鳩目銭取締りの記録。

(2)「^{ごしょうぞくちょう}御装束帳 一冊」(No.1181)

国王が正月の儀式や円覚寺等へ参詣する際に着用した衣装が列記される。正月元日の儀式の際は、「御八巻」、「御腰物」、「御衣装(鱗緞)」、「大御帯」が着用された。

何年に作成されたかは不明だが、文中に「同治十一年」(明治 5:1872)の年号があることから、王国時代の最後まで参考にした記録と思われる。

(3)「^{こうちょ}光緒二年 ^{しよせいほうきんしよくきもちょう}諸制方勤職規模帳 一冊」(No.1192)

琉球処分(1879年)の3年前の1876年に作成された文書。紙・墨・蝋燭・油など諸品の増産を図るために出された勤務マニュアル。仕事の仕方や休日が定められている。

(4)「^{どうち}同治十一年 ^{じんしん}壬申 東京日記 評定所」(No.1196)

明治維新を成し遂げた新政府に対し、1872年(明治 5)に琉球から派遣された使節一行の業務日誌。使節使者のお供(右筆)も使者それぞれの業務日誌を残しているが、この評定所の日記は首里王府の公式記録になる。

(5)文書箱(附資料)

箱の表に朱書きで「評定所」をあることから、王国時代の文書箱と推定される。箱の形状から、通常の冊子体の文書ではなく、巻物や折り紙などの文書を納めたものと思われる。